

自主防災組織活動助成金の主な交付対象

消火用具	避難所運営	救護用具
消火バケツ 投てき水パック その他訓練で使用する消火用具類	簡易トイレ 照明器具 避難所用仮設材 発電機・ポータブル電源 ガソリン	三角巾 タオル テント レスキューシート 人工呼吸用マウスシート
救出用具	灯油 パーティション 折り畳みテーブル ポップアップテント 寝袋 災害用マット 毛布 その他訓練で使用する避難・避難誘導器具類	包帯 ガーゼ 体温計 その他訓練で使用する救護用具類
ショベル・スコップ 担架 はしご バール ハンマー リヤカー ロープ類 ジャッキ のこぎり つるはし 斧 その他訓練で使用する救出用具・工具類	情報収集・伝達用具 メガホン・拡声器類 トランシーバー ホイッスル 音響機器類 その他訓練で使用する情報収集・伝達用具類	給食給水用具 カセットコンロ・カセットボンベ LPガス 木炭 食品加熱袋・発熱材 保温材 その他訓練で使用する給食給水用具類
給食給水食料・食材 [☆]	被服 雨具 ジャンパー ゼッケン・ビブス・腕章 手袋類 ビブス ヘルメット 帽子 マスク その他訓練・研修で使用する被覆類	その他訓練用品 手指消毒剤・除菌スプレー カセットガス暖房器具 脚立 シート類・テープ類・袋類 土嚢・水嚢 設営用資材 石灰 熱中症対策用品 発煙筒 ラミネーター・フィルム 収納ボックス ウェットシート その他訓練で使用する物品類
非常用給水バッグ ストレッチフィルム・ラップ 米 アルファ化米 乾パン 即席麺 保存食ビスケット・クッキー 缶詰 レトルト食品 氷 その他訓練用食料・食材類		
飲料 [☆・◎]		
水・お茶・清涼飲料水	広報・普及啓発	
組織運営	広報用媒体 回覧板 標識 用紙 拍子木 ちょうちん パトロール用信号灯 使い捨てカイロ 花火（手持ち花火） ローソク その他広報・啓発類	会議・研修 スクリーン・プロジェクター ホワイトボード 施設入館料 [☆] 会場使用料 講師謝礼 [★] 交通費（庸車費用含む。） ※2 資料印刷 食事（弁当・飲食店） [◆] 防災士資格取得 その他会議・研修に要する費用
ボランティア保険料 通信機器・ライセンス料 ※1 印鑑（自主防災会用） インク 乾電池 現像費用 文具・事務用品 はがき・封筒・切手 コピー印刷 その他組織運営に要する費用		

注 上表に記載されている事項であっても、活動で使用せず専ら備蓄を目的とする又は個人の所有物となる物品等については、助成金の交付対象外です。

<数量基準等>

物品等の数量は、必要最小数を基準としています。

付加条件

- ・ ☆印は、参加人数以下とします。
- ・ ★印は、1回当たり10,000円以下とします。
- ・ ◎印は、1人当たり180円以下とします。
- ・ ◆印は、1人当たり1,000円以下とします。

<その他>

※1 自主防災会名で契約する、団体向けのプランであり、ソフトウェア等の内容が自主防災組織の運営目的に合致し有効であると認められるもの。

※2 団体割引が使用できる際は活用するとともに、最も合理的な経路及び方法を使用し、経路が2以上の場合、利便性を優先し、利便性に大差がない場合は経済性を優先します。

- ・ 研修やイベントに参加する際の交通費を申請する場合は、研修やイベントに参加したことが証明できるもの（例：パンフレット、チケットの半券、当日の配布資料等）を提出する必要があります。ただし、京都市市民防災センターを団体予約で利用された場合は不要です。
- ・ 通信機器の購入を検討されている場合は、目的や用途について、事前相談が必要になりますので、担当職員にご相談ください。
なお、通信サービスの年間基本料、月次の使用料（データ通信料等）については、助成金の交付対象外です。
- ・ 別表に記載している物品等は、購入だけではなく活動時に使用するレンタルについても、自主防災組織活動助成金の交付対象となります。ただし、レンタルについては、年度内かつ単年の契約に限り助成金の交付対象となります。

交付対象 **交付対象外**



<助成金の対象にできないもの>

虚偽、その他不正の手段で活動助成金の交付を受けたとき、又は市長等の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用等をしたときは、交付した活動助成金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

- ・ 別表に記載のないもの
- ・ 数量基準等を上回るもの
- ・ 自主防災組織の活動の促進に直接結び付かない経費（お土産、記念品及び参加景品など）
- ・ 助成金交付申請前に支出された経費
- ・ 高額なもの（1物品当たり5万円(税込)以上のもの。（交通費は除く。））
- ・ 一般的な価格（小売店などでの販売価格）から大きく逸脱した高額な経費
- ・ 特定の個人に提供するための物品の購入
- ・ 交付対象外の経費と明確に区別できないもの（光熱水費、電話代、管理費、車のガソリン代など）
- ・ 申請する自主防災組織の役員に対する謝礼
- ・ 慶弔費、交際費、自治組織等への会費及び寄付